

「こども宅食」型の支援対象児童等見守り強化事業の導入事例

児童家庭支援センターが中核となり

地域の見守り体制がどのように強化されたか？

本動画の流れ

P. 3-

講師・団体の紹介

P. 7-

事業の開始の経緯、事業の概要

P. 17-

「5つの実施プロセス」に基づく詳解

P. 22-

事業の成果についてQ&A

講師の紹介

氏名: 村瀬修(むらせ おさむ) (1949年4月20日生まれ)

所属: NPO法人しづおか・子ども家庭プラットフォーム(代表理事)

学歴: 名古屋大学経済学部卒

略歴: 1975年4月 静岡県職員(以後、事務職として勤務)

1981年4月 静岡県西部児童相談所など、児相23年、保健所3年、発達障害者相談センター3年、
2010年3月 静岡県中央児童相談所(所長)退職

2011年11月 NPO法人しづおか・子ども家庭プラットフォーム代表理事 ~現在)

2012年4月 浜松市嘱託職員(児相アドバイザー ~ 2020.12)

2013年4月 浜松市児童家庭支援センターセンター長(~現在)

2018年4月 浜松市発達相談支援センター・ルピロ管理者(~現在)

NPO法人しづおか・子ども家庭プラットフォームとは？

静岡県児童相談所職員OBを中心となって設立。

児童虐待など不適切養育が広がる中、子どもと家庭からの相談に応ずるとともに、支援の最前線で活動している方々の後方支援や人材育成に取組む。

コロナ禍の下で、フードサポート事業や支援対象児童等見守り強化事業にも着手。

沿革

2011年11月 NPO法人として認可

2013年4月 浜松市から児童家庭支援センター事業を受託

2018年4月 浜松市発達支援相談支援センター「ルピロ」への運営に参画

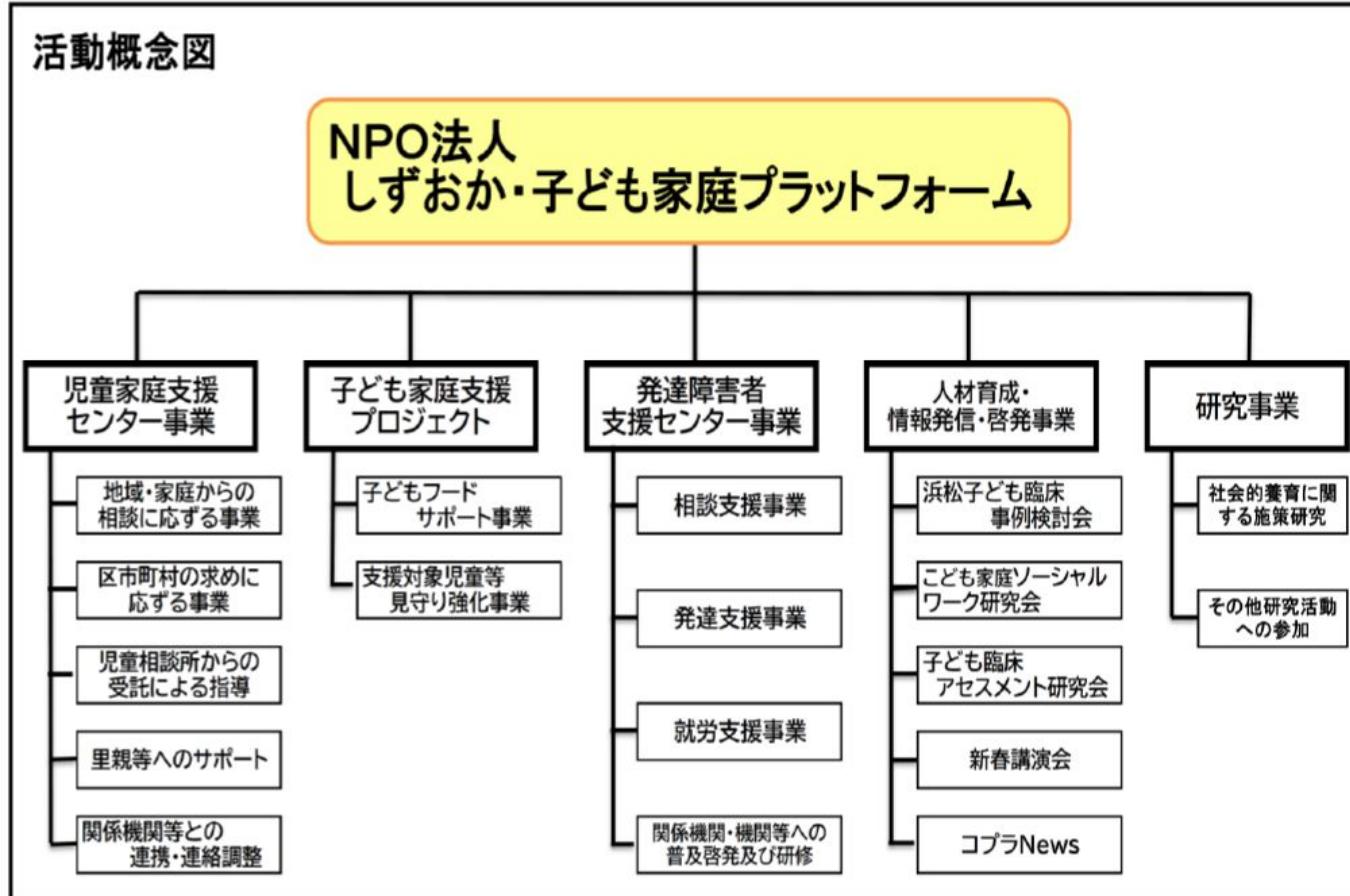
2020年 「フードサポート事業」「支援対象児等見守り強化事業」開始

主な活動

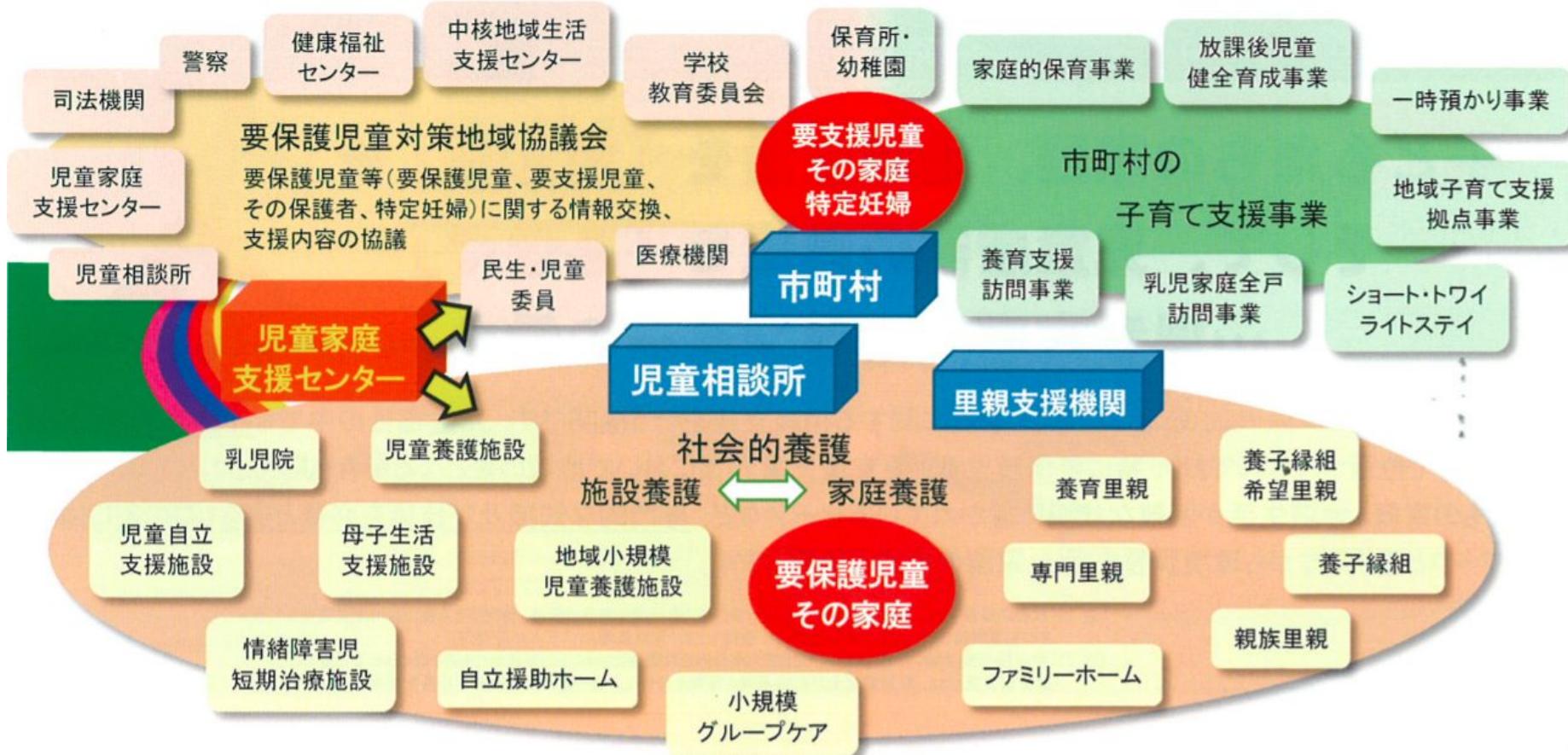
活動概念図(次頁)参照

NPO法人しづおか・子ども家庭プラットフォームとは？

活動概念図



児童家庭支援センターは、地域と社会的養護をつなぐ“架け橋”



事業の概要

事業の概要について(厚労省資料より *資料リンク)

静岡県浜松市の取組事例（子育て見守りサポート事業）

- Point**
- ・支援対象児童の主担当機関(要対協)と連携した情報共有
 - ・要対協構成機関との連携による児童家庭と実施団体間の関係性構築
 - ・市内で活動する実施団体によるアウトーチ型の支援

①事業実施団体

- 事業実施団体：(主導団体)NPO法人しづおか・子ども家庭プラットフォーム
(協力団体)市内で子育て支援に取り組む民間団体
- 要対協の参画：法人としては不参画
→主導団体は「児童家庭支援センター」の運営業務を受託しており、児童家庭支援センターの肩書で要対協へ参画している。

②取組の概要

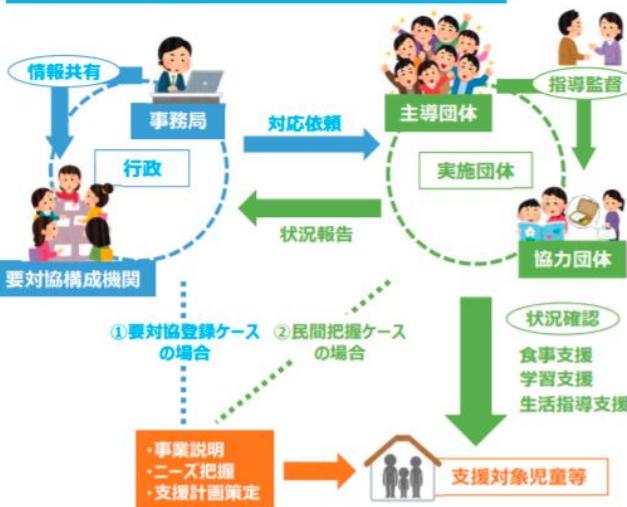
- 実施内容：見守りが必要な「支援対象児童等※」について、事業実施団体が家庭を訪問するなどして児童の状況を把握し、必要に応じて食事支援、学習支援、生活指導支援を行う。

※支援対象児童等
①要対協登録ケース：要対協でケース管理している児童等
②民間把握ケース：事業実施団体が把握している児童等
- 実施期間：令和2年10月1日～令和3年3月31日
令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 対象児童数：114人(令和2年度実績)
- 実施頻度：1か月に1回又は2週間に1回
- 個人情報の取扱い：主導団体から個人情報保護の宣誓書の提出を受けた他、協力団体についても同様の取扱いをするよう指導監督させた。

③取組の効果

- 事業実施にあたり工夫している点
 - ・見守りの実施にあたり、児童家庭支援センターとして要対協に参画する主導団体に協力団体を指導監督されることで、見守りの質を向上させた。
 - ・要対協登録ケースの場合は訪問の都度児童の状況を報告させるなど、実施団体と当該児童の主担当機関との連絡を密に行うよう努めた。
 - ・行政と主導団体、協力団体の間で連絡会を開催し、事例検討や改善点の考察を行うことで、事業全体のスキルアップを図った。

■実施のイメージ

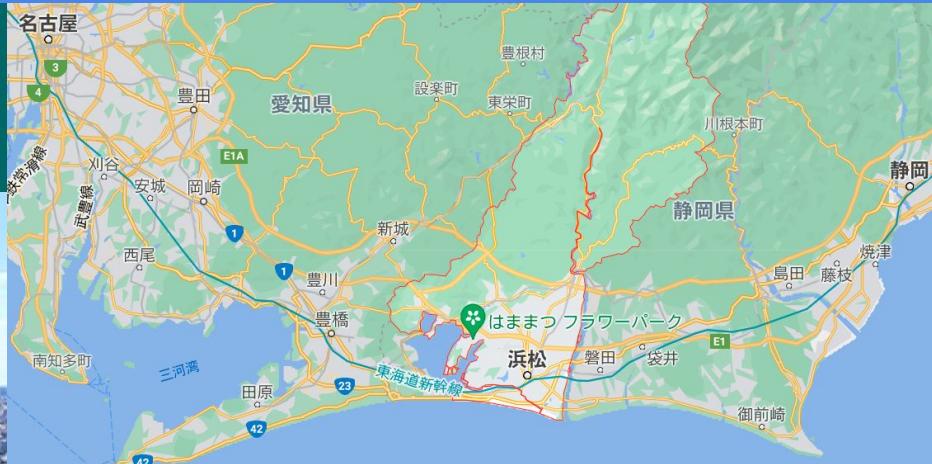


○事業実施による効果

- ・事業実施団体と協働して見守りの輪を広げ、支援対象児童等の状況を把握し、アウトーチ型の支援を行うことで、これまで行政が関与できていなかったケースについて、適切な支援につなげることができた。
- ・事業を実施する中で、協力団体が要対協の管理を終結した後の児童等を支援していることも判明し、協力団体からの報告を通じて、行政が要対協の管理を終結した児童等の直近の状況を伺い知ることができた。

活動地域

静岡県 浜松市 (79万人)



開始の契機『子どもフードサポート事業♪ぐう』について

① 開始の契機

20年4月、全国児童家庭支援センター経由で「100万人のクラシックライブ」より、子どもの食緊急支援プロジェクトの提案(資金助成)

⇒浜松市でもSSWから「コロナ禍」の中の困窮家庭の報告あり。
しづおか・子ども家庭プラットフォームと、研究メンバーが発起して、
食材配布を開始。(『**子どもフードサポート事業♪ぐう**』)

② 新聞報道により寄付の申出 240万円(2021年3月現在)

③ 担い手の広がり+国の予算の活用

- SSW+団体+家庭児童相談室
- 2020年10月から国の予算(支援対象児童等見守り強化事業「見守り強化事業」)を活用し、「**子育て見守りサポート事業**」として継続

参考資料)全国児童家庭支援センターの全国網 ×「100万人のクラシックライブ」

子どもの食緊急支援プロジェクト

- 全国**38都道府県82センター**で支援を実施(のべ6500世帯以上)
- 寄付額:¥34,337,414
- 「周囲が心配するものの自ら支援を得ようとできない母親たち、子どもと直接会話する機会が持ちにくかった不登校児童などと、食の提供を通して接点を持ちやすかった、「食支援を通して繋がった家庭は、課題が食のみであることは少なく、相談支援への展開や子ども食堂などの地域の社会資源に結び付けていく形も見えてきた」などの成果があがつたとの報告。



実施地域・82センターの詳細はこちらの報告書をご参照:[報告書リンク](#)

『子どもフードサポート事業♪ぐう』について

食糧セット内訳

- 3,000円×40セット
- 2,000円×300セット
- 1,000円×168セット

配布先

スクールソーシャルワーカー
障害者相談支援センター
地域若者サポートステーション
家庭児童相談室
こども食堂団体、学習支援団体
子どもの居場所団体



「見守り強化事業」における事業実施の規模と体制

	2020年度	2021年度
対象数	全62世帯 ・要対協ケース 7世帯(19ケース) ・その他ケース 55世帯(103ケース)	全89世帯 ・要対協ケース 17世帯(39ケース) ・その他ケース 72世帯(131ケース)
総予算額	342万	972万
事務局経費	38万	150万
食品購入費	21万	400万
訪問関連費用	3万	422万
その他経費	委託費280万	

「見守り強化事業」における実施体制と役割

体制

家庭児童相談室など

要保護児童対策地域協議会(要対協)

児童家庭支援センター

しづおか・子ども家庭プラットフォーム



学習支援

こども食堂

居場所

役割

◆要対協の管理ケース

要対協ケース(要保護・要支援児童)の中から、
民間による「見守り」が必要なケースの抽出

①見守り、相談・支援の実施:

- ・要対協ケースへの見守りの実施(アウトリーチ)
- ・見守りにおける支援

②民間団体との調整・連携:

- ・民間団体(4団体)の調整、サポート

◆民間団体が把握するケース

要対協ケース以外の家庭について、

- (1)子どもと家庭の生活の状況の把握(アウトリーチ
または集合場所)
- (2)食材の提供
- (3)学習支援(訪問時)

「見守り強化事業」における対象世帯

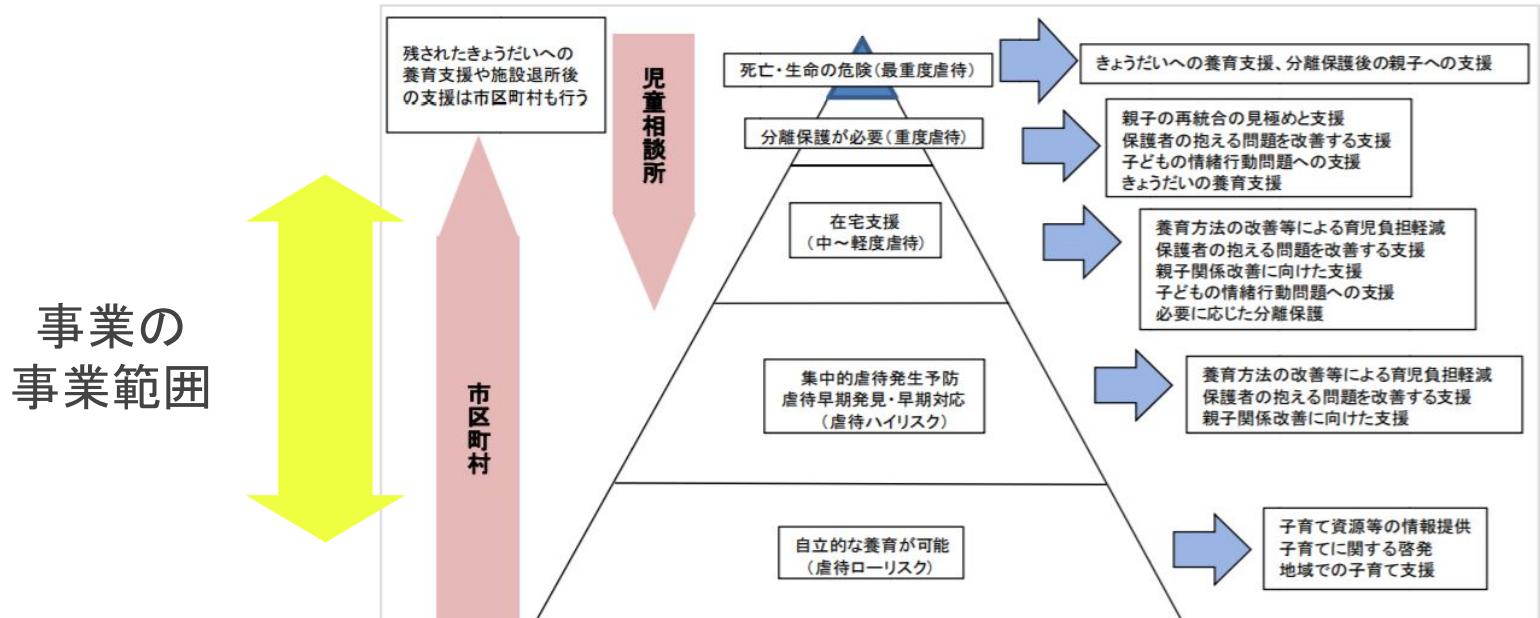
方向性	A. 頂在層の見守り活動を強化する	B. 一定の類型世帯の実態把握を行う
対象家庭	支援対象児童のいる家庭	自治体や民間が把握した家庭の情報をもとに、見守りが必要と判断した家庭
家庭状況	すでに主となる課題は把握されている	すでに主となる課題は把握されている
A町 見守り強化事業 (70世帯)	✓(一部)	✓
C市 見守り強化事業 (240世帯)	✓(一部)	✓
文京区 ※こども宅食事業 (600世帯超)	—	—
浜松市事業	✓(一部)	✓

(児童扶養手当、就学援助、生活保護)

「見守り強化事業」における対象世帯

「気になる」レベルの家庭から虐待群まで幅広く対応

図 1：虐待の重症度等と対応内容及び児童相談所と市区町村の役割



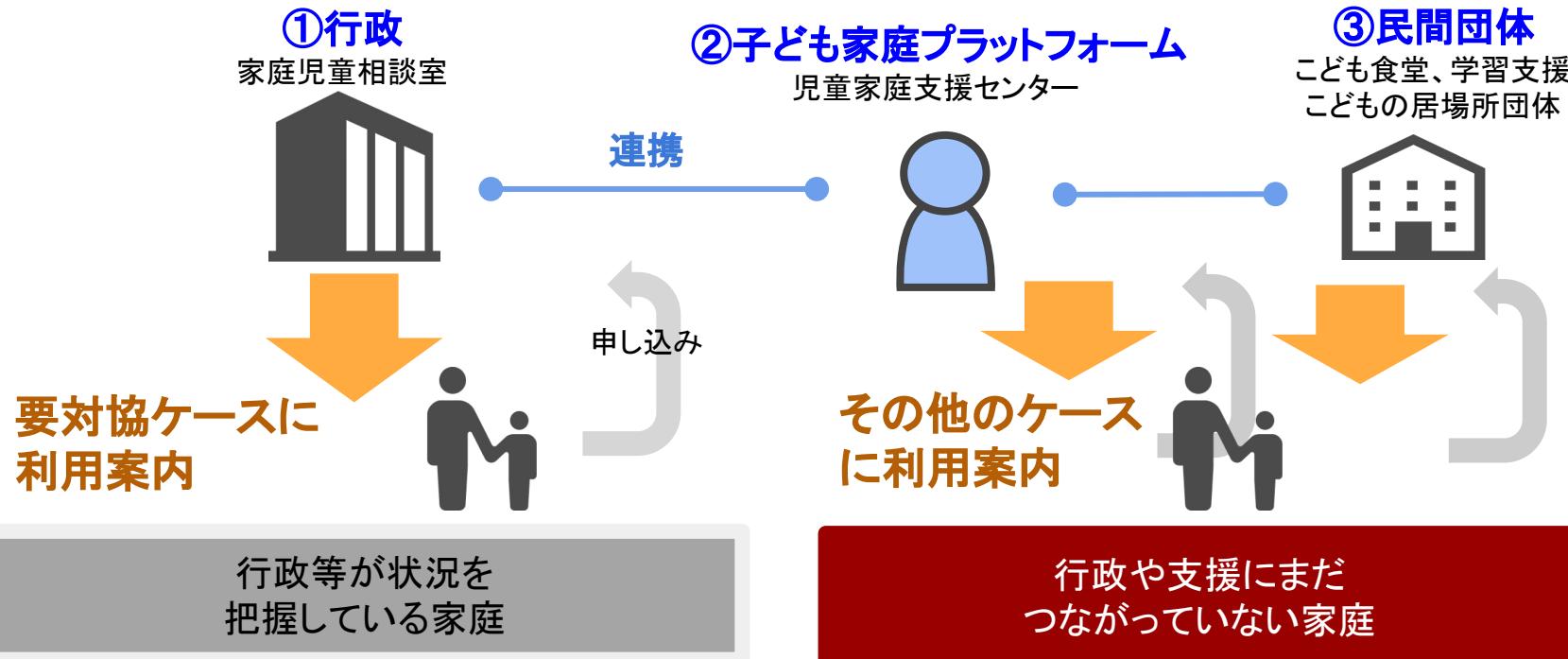
要保護・要支援児童 + 民間団体が把握している児童

事業の実施の5つのプロセス



3つの入口から「気になる家庭」へアプローチ。

行政と民間の連携により、見落とされる家庭を減らす

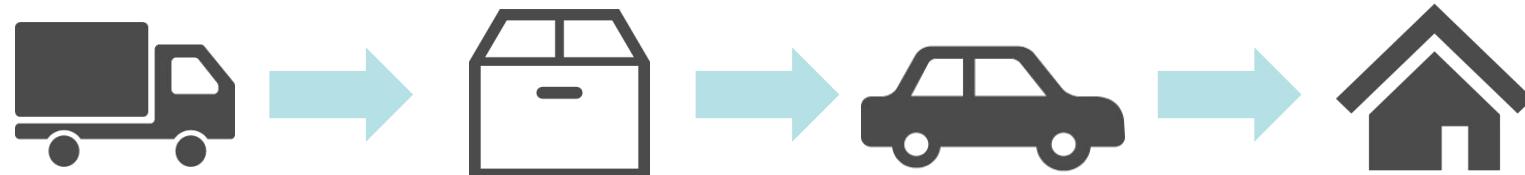


世帯の状況に合わせて**2000円のセット**で準備 長期保存可能な食材を中心に配布

各実施団体が食材を購入(地域からの寄付もあり)

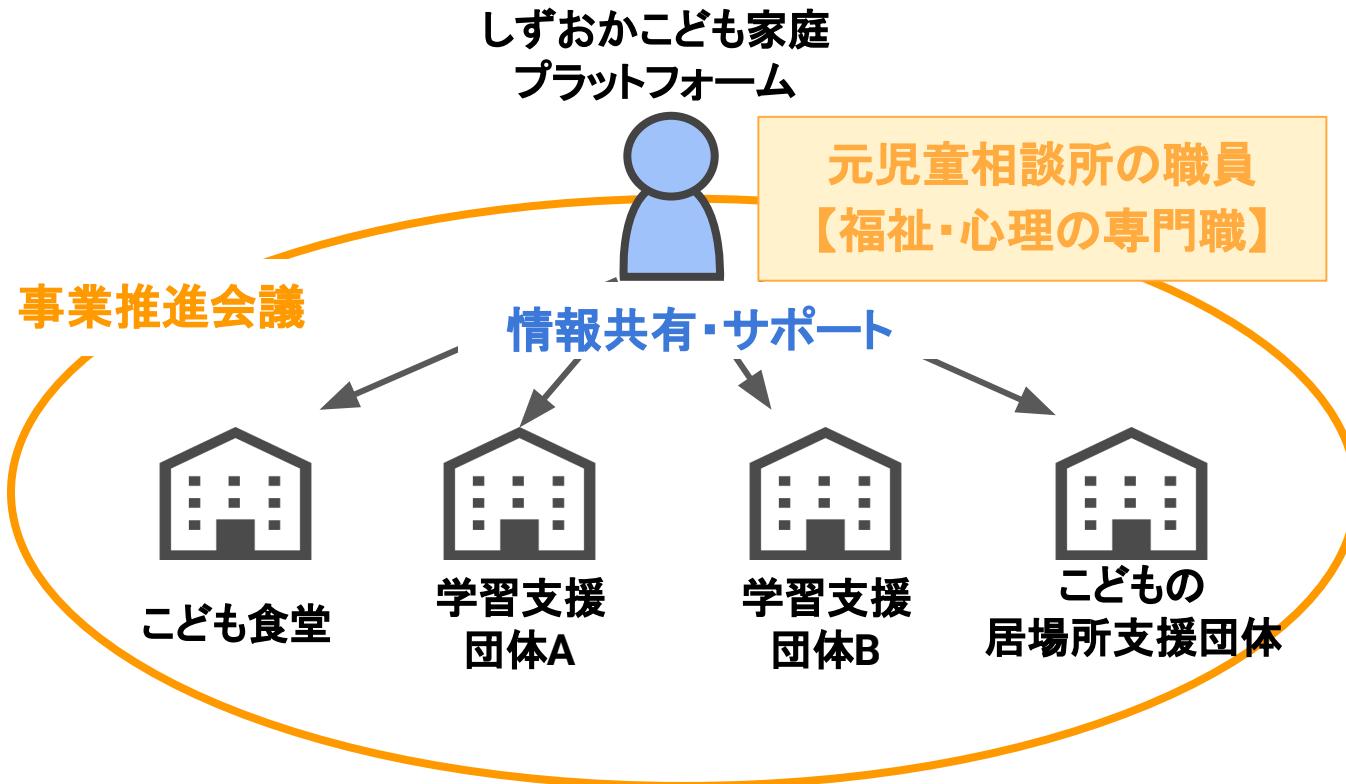
食材をセットして袋づめ

実施団体による手渡しを基本

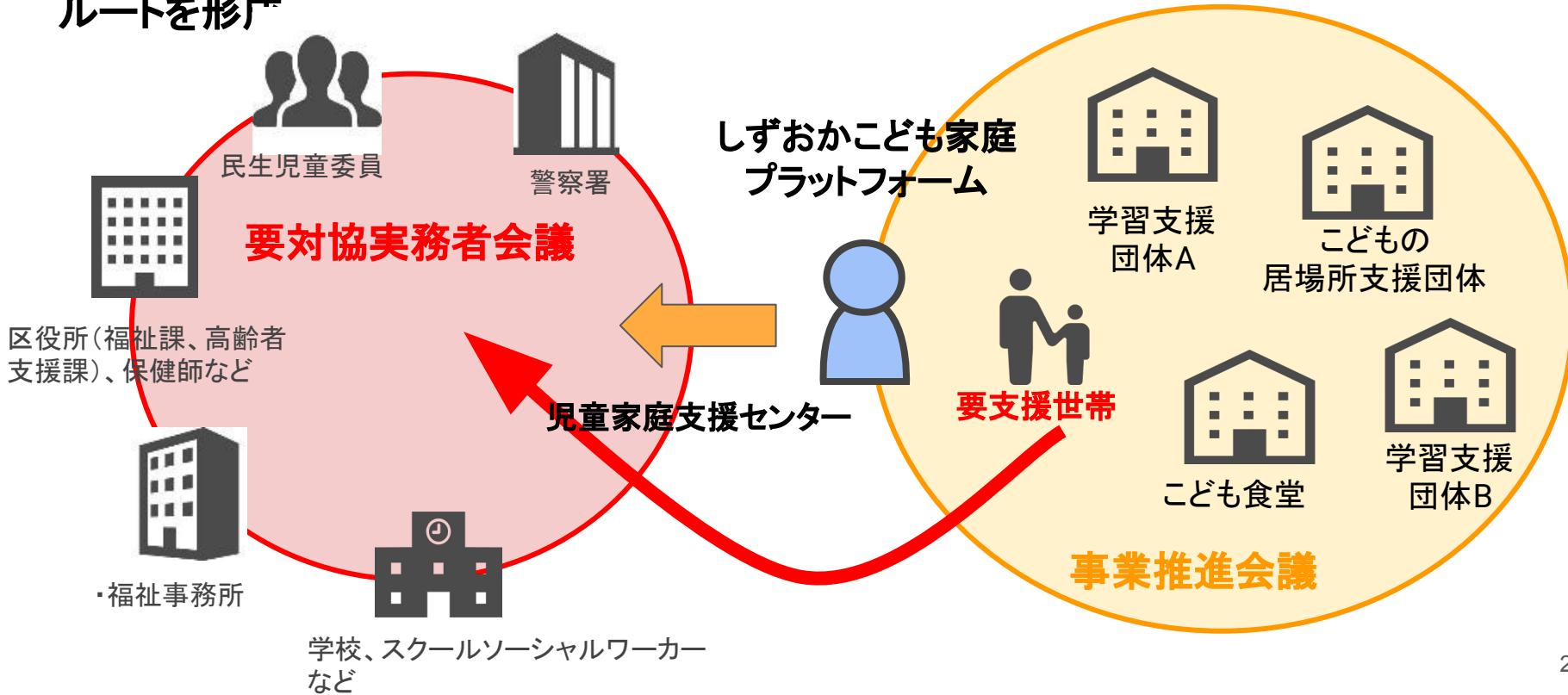


- 要対協ケース:しづおか・こども家庭プラットフォーム(児童家庭支援センター)が訪問【原則月1回】
- その他ケース:50%~学習支援、食堂等で手渡し
50%~関係団体が訪問【原則月1回】

要対協ケースは専門職による訪問。その他は状況に応じた対応。
関係機関による定期的な事業推進会議を実施し、経験交流を促す。



民間団体にて把握していたケースを必要に応じて情報共有し、必要な世帯に必要な支援(制度利用、専門的支援、支援体制構築)を届けるルートを形作る





事業でどんな成果が出たか？

令和2年度第3次補正予算：36億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する必要がある。また、未就園児は、地域の目が届きにくく、子どもの状況を把握することが困難な場合もあることから、母子保健施策等の必要な支援につなげるための取組を強化する必要がある。
- そのため、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」について、安定的実施に向けて、引き続き財政支援を行う。

補助基準額

1か所当たり：9,723千円

※民間団体等の支援スタッフの人件費、訪問経費など事業実施に係る経費

補助率

国：10/10（定額）

実施主体

市町村（特別区含む）



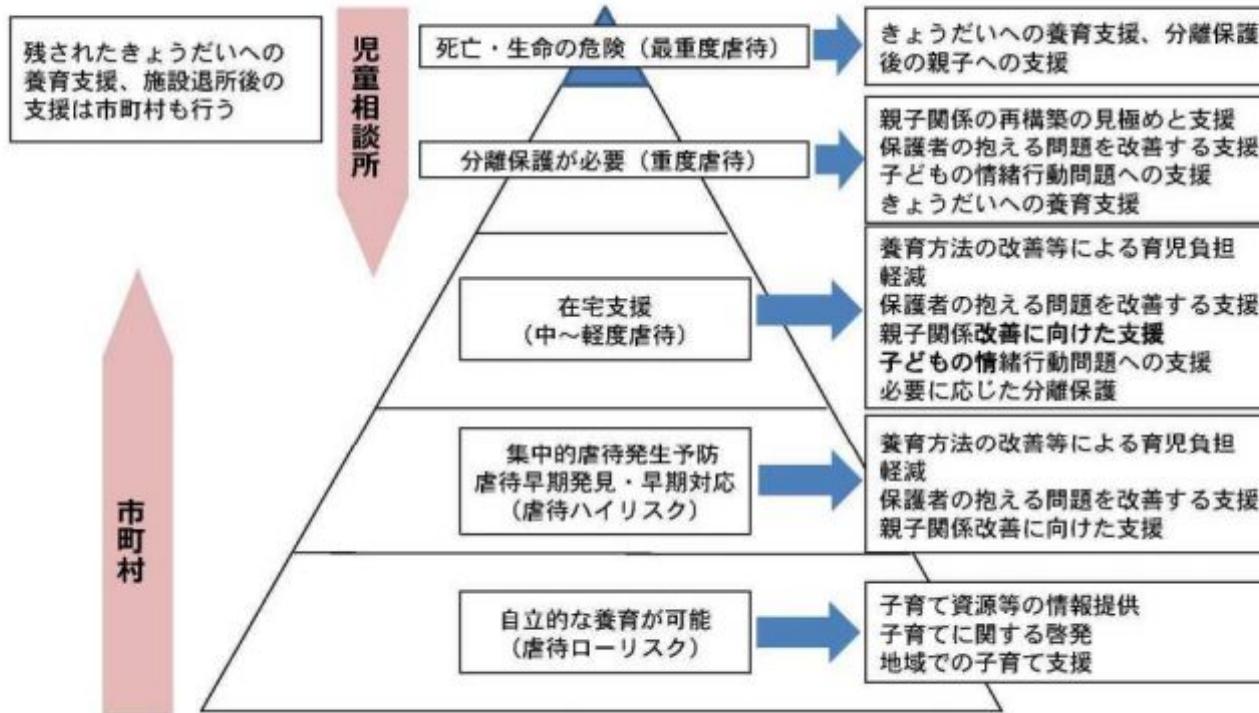
質問 1

「地域の目が届きにくい家庭」 を発見できたか？

よく使われる「家庭のリスク度合いと対応策」の図

虐待の重症度等と対応内容及び児童相談所と市町村の役割

出典元：子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）



現実には「行政等が状況を把握している家庭」だけでなく
「行政や支援につながっていない家庭」が存在している。



村瀬さんの説明のポイント

- 家庭の困難度のピラミッド図のうち(P.25)、下の方の層はなかなか発見できない。
- どうしてもSOSを出せない家庭がいる。「自分は〇〇の状況に置かれていて、ここが困っている」と整理して伝えられない子どもや家庭が大変。
 - (子どもの居場所事業で気になった家庭を訪問してみたケースで、) 屋内の荒れた様子、ネグレクトの状態が見えた。訪問(アウトリーチ)してみて初めてその子の置かれている状況、なぜ普段子どもが精神的に不安定なのか分かった。
 - 外国人の方など

質問2

「こども宅食」によって
どのような家庭の状況が
見えてきましたか？

困っていても（支援ニーズが分かっても）、 支援には簡単にはつながらない！

支援ニーズ (家庭の困りごと)

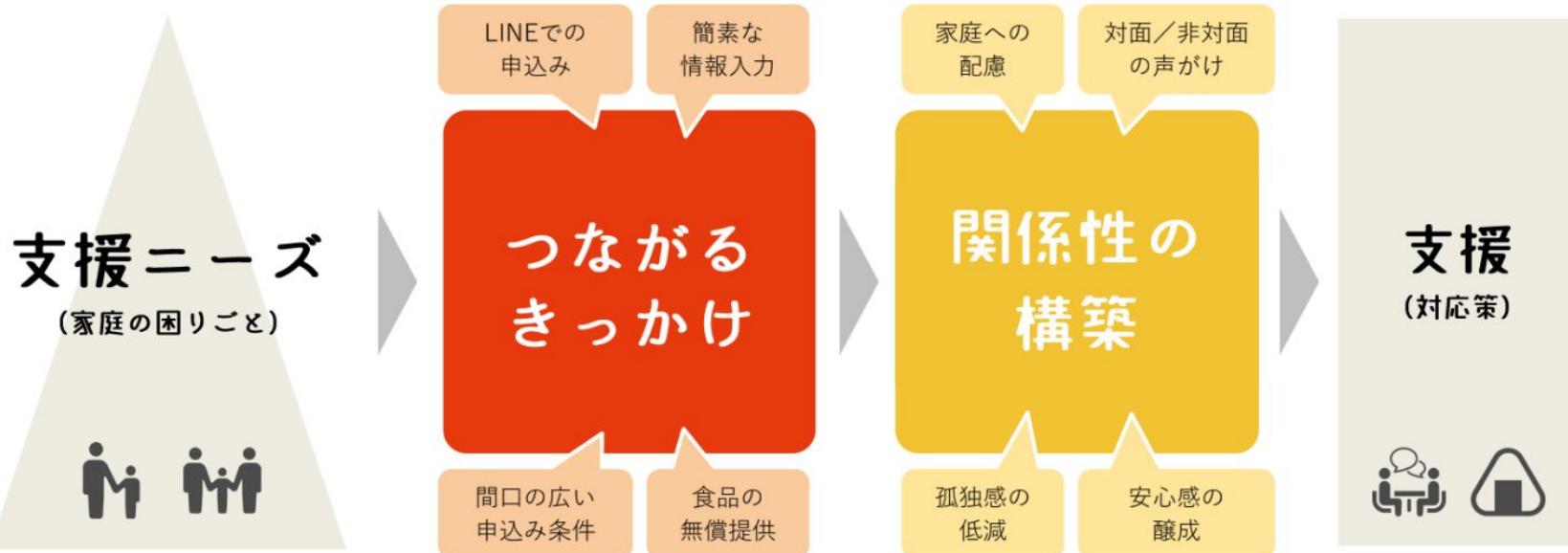


支援 (対応策)



民間が行うのであれば「見守り」を「見張り」にしてはいけない！

つながるきっかけと関係性の構築をプロセスに入れることで、つながりにくい家庭が支援を受けやすい環境をつくる



村瀬さん(講師)の説明のポイント

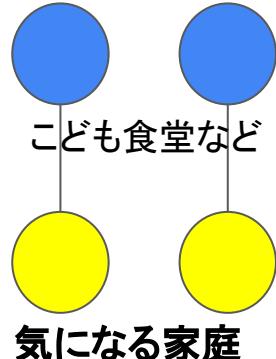
- 日本の支援の制度(支援サービス)は、困りごとがあればきちんとSOSを出せる人(=自立した個人)を前提にして作られている。しかし、**実際には、困ってもSOSを出せない人も子どもを生み、家族を作っている現状。**
 - 乳幼児を育てているが、母親本人も知的障害がある家庭。同居していた男性との金銭トラブルなどもあったが、本人は動かない、動けない。
母子保健師との訪問(見守り強化事業)でようやく相談につながった。
- 見守り強化事業でその家庭を常にトラブルから守れる訳ではないが、(食支援をツールにした定期的な訪問を通じ)何か**困りごとがあつたら本人から「助けて」と言えるような関係を構築していく(=地域でつながりの糸を張りめぐらせる)ことが重要。**

質問3

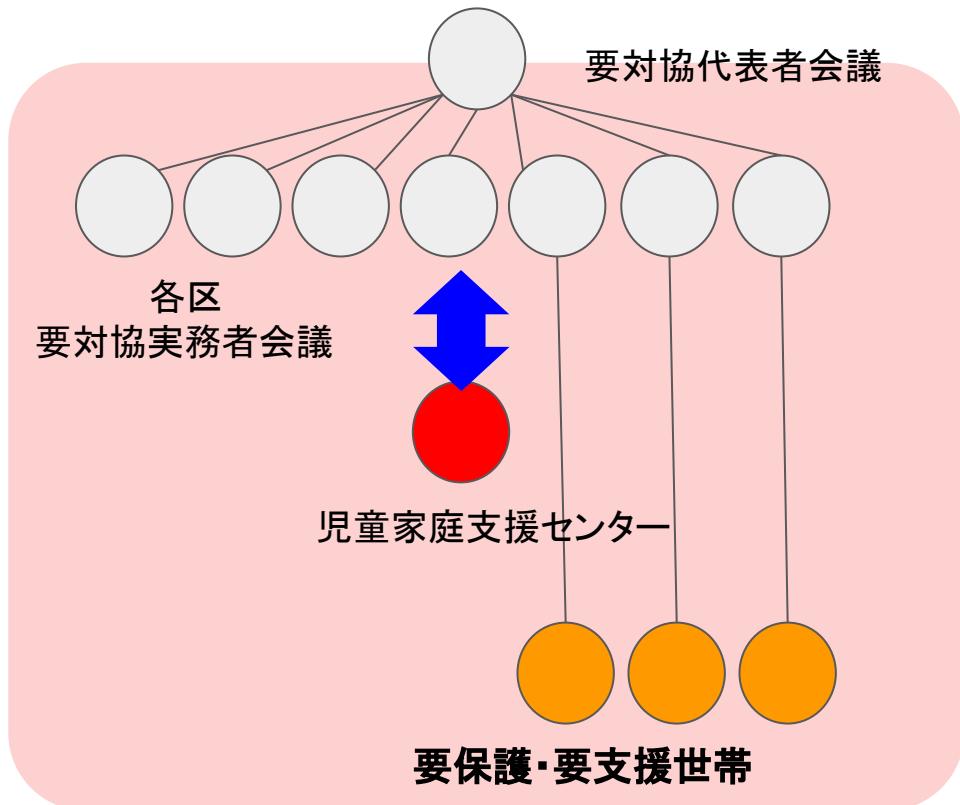
必要な支援につなげることができる体制が
強化されたか？

せっかく地域の民間団体で気になる家庭を把握できても、要対協・自治体・専門機関などにつながらない

気になる家庭が
いるがどうしよう...

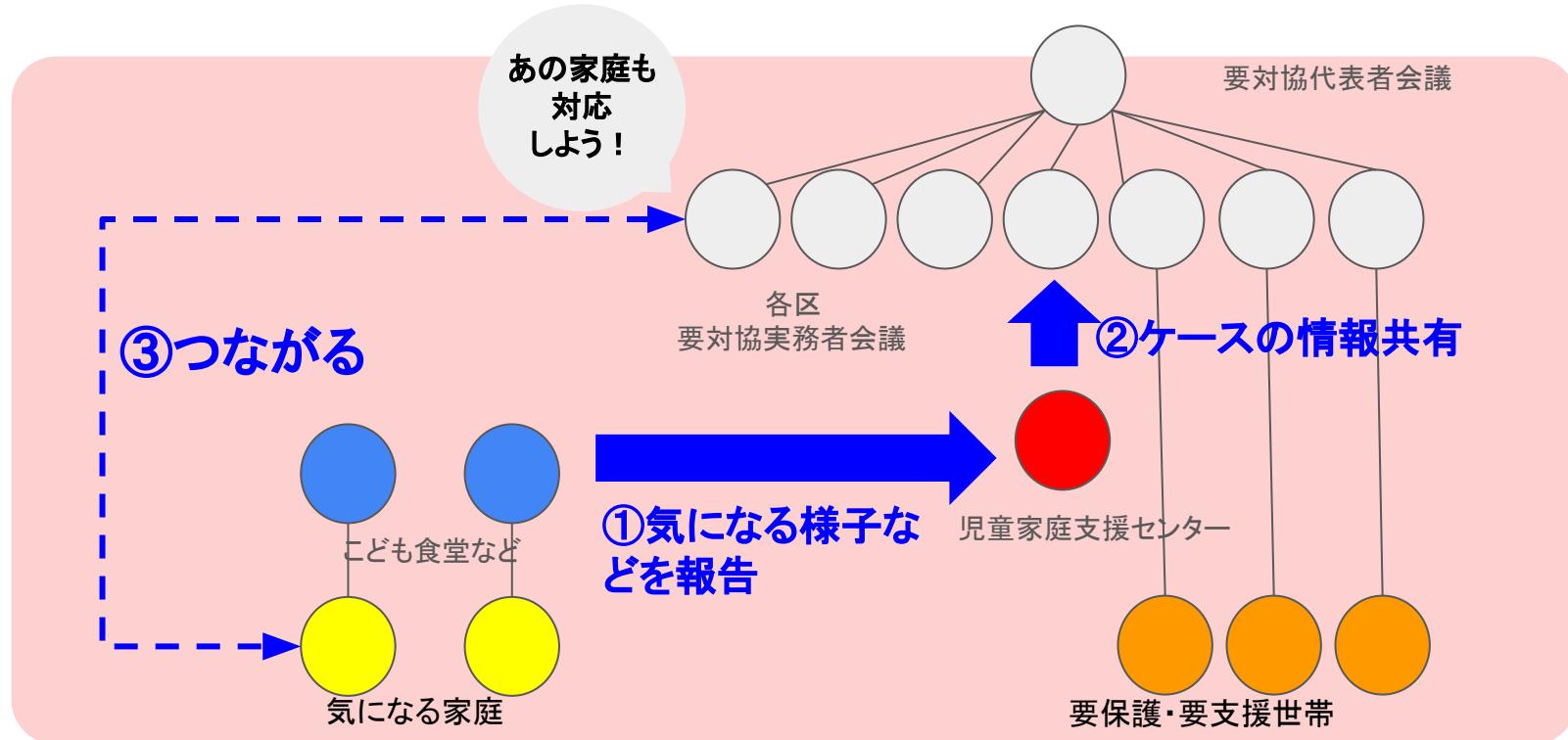


行政等から見えない・
つながらない家庭



食の緊急支援・見守り強化「後」

[専門性があり、地域のNPO等とつながりのある児童家庭支援センターがハブになり、支援ニーズが高い家庭の情報が要対協などにつながるようになった]



村瀬さん(講師)の説明のポイント

- 見守り強化事業の導入前の地域の体制について:
行政・要対協側に、①民間活動の理解が不足(要支援児童等が地域の民間活動とつながっていることを知らない)。その背景にはそもそも、
②「民間と一緒に子どもを見守ろう」という姿勢・意識が薄かった。
- 事業の導入後の大きな変化:
 - 行政・要対協の事務局の中から、「民間が家庭を支援してくれていることは本当にありがたい、もっと協働しよう」という声が出てきた。
 - 民間団体側も「行政や児相が自分たちの活動を理解し、頼ってくれている」と感じている。良い連携の始まり。

村瀬さん(講師)の説明のポイント

- 地域の体制(チーム)が出来上がっていくために重要なこと
 - 児童家庭センターが、今までやや距離があった「行政・要対協」と「民間団体」双方の間に入る(架け橋になる)。
民間団体に声をかけたり、行政側の意識の変化を促すように動く。
 - 今後のさらなる相互理解・連携に向けて:
情報共有は報告書(ペーパー)のやりとりだけでなく、子どもの様子・リアルな姿を共有していくことを増やしていきたい。



最後に・・・

子ども家庭プラットフォームが 「見守り事業」で目指すもの

- (1) 食材提供で、対象家庭を直接的に支援
- (2) 対象家庭と支援者をつなぐきっかけとなる
- (3) 「見守り事業」参加の団体が、経験交流や意見交換する場
 - ➡団体同士が連携、連帯が生まれる土台を提供
- (4) 行政が支援団体の理解を促進する契機
- (5) 民間支援団体と行政との共同・連携の促進
 - ➡支援対象家庭・児童への適切な支援の展開

(1) 食材提供で、対象家庭を直接支援

「本当に心待ちにしている家庭が多い。それだけ大変・困窮する家庭がいる。
まずはきちんと食支援＝直接支援をやる！」



(2) 対象家庭と支援者をつなぐきっかけとなる

「これは本当に大きい成果。こども宅食型の見守りで、家庭側から困りごとを相談してくれるようになる。相談や悩みを聞くこと自体が家庭に役立っている
(=家庭の心が軽くなる)」

(3)「見守り事業」参加の団体が、経験交流や意見交換する場

→団体同士が連帯、連携が生まれる土台を提供

「各団体がたこつぼ化して他団体の経験を活かせていなかった。見守り強化事業は『支援団体の質の向上』にも寄与する！」

(4)行政が支援団体の理解を促進する契機

「見守り事業で上がってくる民間支援団体の報告…かつて要対協のケースだった家庭も含まれる。報告内容を通じ、民間支援団体の視点や活動の理解が深まる」

(5)民間支援団体と行政との協働・連携の促進

「(まだ部分的な連携だが)児相や家児相が直接、民間団体にやりとりといったコミュニケーションが始まっている。ここをもっと強化したい！」

冒頭にこのビデオを貼る

<https://www.youtube.com/watch?v=h78GyeITXB4>



3)見守り強化事業の実施事例の紹介・事業実施上のポイントについて（動画 10分）

※動画17分50秒頃から 「こども宅食」が単なる食料支援とどう違うのか、つながりにくい・支援が届きにくい利用家庭の特徴、事業によりどのような成果を目指すのか、といった点を説明します。

スライド資料 PDF形式